

通事一員 王克善 人伴二名

管船火長・直庫二名 麻世 馬志

梢水共に五十九名

右の執照は都通事鄭藩猷・通事王克善等に付し、此れに准ぜしむ

崇禎五年（一六三二）二月十六日給す

執照

注（一）咨〔〇八一〇六〕〔〇八一〇七〕。

1-33-10

世子尚豊の、冊封使の迎接のため正議大夫林国用等を遣わす

執照（一六三二、九、一七）

琉球国中山王世子尚（豊）、王爵を請封し愚忠を効し盛典を昭らかにする事の為にす。

崇禎五年（一六三二）六月初五日、欽差の正使戸科左給事中杜

（三策）・欽差の副使行人司司正楊（掄）の咨を承准するに、前事あり。称するを蒙るに、艦工竣ると雖も桅木求め難く風汛既に時を逾え、吉期は応に來夏を須つべし。此の為に備繇して、官を遣わし奉迎するに、理として合に移咨し回復して前去すべし。査

照して施行せよ、等の因あり。

これを准け、奉行す、等の因あり。仰ぎ瞻るに、使命の嚴重にして大礼の繋関すれば、理として合に重復して奉迎すべし。為に咨して正議大夫・使者・通事等の官の林国用等を遣わし、往赴して迎接せしむ。合行に給照して以て通行に便ならしむべし。此の為に今、仁字第三十号半印勘合執照を給し、後に開す員役に付与し、収執して前去せしむ。如し津関の去処の驗実に遇わば、即便に放行し、稽遲し違悞して便ならざるを得しむる母れ。須らく執照に至るべき者なり。

計開

正議大夫一員 林国用 人伴十名

使者二員 吉時逢 馬自驄 人伴四名

通事二員 梁沢民 王克善 人伴五名

管船火長・直庫二名 鄭賢 宝喜

梢水共に七十八名

右の執照は通事梁沢民・王克善等に付し、此れに准ぜしむ
崇禎五年（一六三二）九月十七日給す

執照

注（一）咨 二人の咨のうち杜三策のものは、〔〇八一〇八〕。なお、こ

の咨文よりあと、杜三策は戸科左給事中の肩書である。

（二）梁沢民 一六〇五―四四年。金城親雲上。久米村呉江梁氏（龜

1-33-11

世子尚豊の、冊封使の迎接のため都通事金応元等を遣わす執

照 (一六三三、二一四)

琉球国中山王世子尚(豊)、王爵を請封し愚忠を効し盛典を昭らかにする事の為にす。

崇禎五年(一六三二)五月二十九日、福建等処承宣布政使司の咨を准くるに前事あり。国に到り、此れを准く。崇禎五年六月初五日、続いて欽差の正使戸科左給事中杜(三策)・欽差の副使行人司司正楊(掄)の咨を准け、称するを蒙るに、艦工竣ると雖も、桅木求め難く、風汛既已に時を逾え、吉期は応に來夏を須つべし。徒らに靡盪の憂を懐くも、克く濟るの具の鮮きを奈んせん。茲に官を遣わして迎封せる船の廻るに因り、理として合に移咨し回復すべし。査照して施行せよ、等の因あり。

此れを准け、奉行す、等の因あり。仰ぎ瞻るに、使命の嚴重にして大礼の繫関すれば、理として当に重復して奉迎すべし。此の為に旧冬、咨して正議大夫林国用等を差わし前赴して迎接せしむ。今春、照得するに、例として該に備咨して都通事金応元等を遣わし、前赴して迎接せしむべし。合行に給照して以て通行に便なら

しむべし。此の為に今、仁字第三十一号半印勘合執照を給し、後に開す員役に付与し、収執して前去せしむ。如し津関の去処の驗実に遇わば、即便に放行し、稽遲し違悞して便ならざるを得しむる母れ。須らく執照に至るべき者なり。

計開

都通事一員 金応元 人伴四名

使者二員 倪士 馬吾良 人伴四名

通事一員 林有材 人伴二名

管船火長・直庫二名 紅有輝 宝実

梢水共に六十四名

右の執照は都通事金応元等に付し、此れに准ぜしむ

崇禎六年(一六三三)二月初四日給す

執照

注(1) 咨 (〇八一〇九)。

(2) 崇禎五年…咨 崇禎五年六月初五日の杜三策の咨は(〇八一〇八)であるが、『歴代宝案』にない同日付の楊掄の咨があり、その一部が(一九一七)(一九二〇)に引用されている。ここで「称するを蒙るに」のあと、「…等の因あり」までの間は楊掄の咨の引用である。

(3) 馬吾良 不詳。あるいは今帰仁親雲上篤盈か。唐名蘭久契、童名思五良、一五九五—一六五九年。那覇蘭氏(糸嶺家)二世。崇禎六年二月四日、官舎として金応元らと請封のため渡